



宗家の儀器（銅子）

当館入口の壁にP八五号の油彩の絵が懸けられている。『あさじのうみ（浅茅の海）』と題するこの絵は、宗武志（そうたけゆき・一九〇八—一九八五）氏が、一九七七年に描かれたものである。氏は、六〇〇年に及び対馬治世にあたった宗氏の、初代資国（すけくに）から数えて第三十五代にあたる。柔軟なお顔に秘められた深い知性や芸術性は、今も忘じがたい。蒼穹の気を漂わせる詩人でもあった。

絵は、前景に海を広げている。波がゆるやかにうねる碧い海は、コバルトの光を放っている。後方左手には、天智天皇六年（六六七）築城の朝鮮式山城金田城（かねだじょう・国特別史跡）が屹立し、右手には、靈山白岳の秀嶺が白雲たゆとう天空を突いている。そして中央には、赤茶化た岩の岬が画然と手前に延びている。芋崎といふ。朝鮮海峡からの激しい風浪が、まるで山地の芯だけを削ぎ出したような形状をしている。岸辺には、岬を愛しむような優しさで白波が寄せている。

慈母のような無辺の広がりを感じさせるこの風景は、また同時に、雄渾さも感じさせてくれる。入館した見学者は、ギャラリーの正面に位置するこの絵に相対しては、心をうぶわれる。島を代表する自然の雄大さと神秘性

対馬歴史民俗資料館報

第 25 号

平成14年3月1日

編集・発行 馬館敷立料屋
長崎県民原町資今
歴史馬便番号817-0021
電話(09205) 2-3687
印刷所 長崎市栄町6-23
株 昭和堂
電話(095) 821-1234

が、見る人を魅了してやまない。
海は、歴史の海でもある。

文久元年（一八六二）。当館架蔵の宗家文庫史料「毎日記」（御郡方）は記録している。
二月三日。晴天。与良郷（よらごう）尾崎浦（おさきうら）へ、今申の中刻異船壹艘繫船せしめ候段注進を遂げ候に付、直ちに御案内申し上げ一統出勤（読み下し）

突如現れた異国船は、魯西亞船ポサドニック号であった。以来、対馬藩も長崎奉行所も、そして幕府の外国奉行をしても解決できない悪夢の月日が、半年間も流れることになる。

同史料は、八月二十七日になつてやつと、

一昨二十五日卯の中刻頃、同所出帆南へ向け乗り去り、新來の魯船へは、箱（函）館より乗組みの御役々乗組みのまま、引き続ぎ箕形浦（みかたうら）出帆、北に向け乗り去り先ず

は御安心の事に候（同）

雄大な件の風景画は、幕末の対馬史に名高い、「露艦の芋崎占拠事件」の舞台を描いたものなのである。

風光明媚な景勝の浅茅の海は、豊饒の海でもあり、幾多の歴史が展開された海である。先史時代から、半島や大陸との間を往復した通交者たち、中世の頃、この海からはるか東南アジアの海まで帆を孕ませた倭の水人たち。応永の外寇（応永二六・一四一九）の鬨の声もこの浦々に響いた。以後も、海は青史に列する場面の舞台となる。

『あさじのうみ（浅茅の海）』は、日々、時を超えて語りかけ、皆さんを対馬歴史民俗資料館に誘（いざな）っています。

候故次之針座其所ニ相定双方ぢ見合候若九十六方之間ニ不当難名付所ニ候得者印ニ而左右ニ寄セ候相図を仕其印ニ応ジ次之座を替候而印を立見セ候座定而双方之見合相違無之段聞届帳面ニ記候而本之針座を去リ末之針座ニ廻り候而若又双方之見渡一方ち之当たり相違有之時ハ何方之針違ニ候加ハ、互ニ針ヲ改立替夫ニ而も不相知時者本末之針座互ニ入替リ針之吟味仕リ其上ニ而当之方角相極候事

一 町間・繩張り・候・面々右之・針・座・見

一 届・一組・宛前後之・針・座・二付・添其・座
り出・張シ向之・針・座・二引付・或者海
上引渡候時潮之上引難真直ニ引
詰候而繩取寄間數吟味仕而組共
聞合同前ニ帳面ニ記之或者海上
長町之時ハ其間ニ船式艘も三艘
も間能々浮候間通能中取為致相
極候事

一 離嶋廻り式百間ニも及候与見
ヘ嶋者嶋之針座所柄見合相定置
磯邊本之針座方角間數ヲ相極
夫カ嶋之廻り段々方角間數等見
届候事

一 沖地共ニ海込之瀬或瀬崎或遠
方ニ有之埋瀬等難知所者所之者
ニ相尋吟味仕其瀬之上船を掛浮
置印を揚磯邊ニ三ヶ所カ方角究
置絵図之上ニ而白経引湊候所瀬

之有所二相極候事

まず海岸線は針座を定め、九十六
方の針臺を置き、その上に真針を据
え置く。また別の所にも同じように
設置し、双方から方角を極める。こ
れを次へ次へと継いでいくという方
法である。距離は針座と針座の間に
繩を張つて測り、また出崎と出崎の
距離は船をつかい海上を引き渡して
測つた。(長い距離の所は、船を数艘出
して引き渡す)さらにより緻密な絵
図を作るため離れ島や瀬等の測量も
行われた。

○（七寸）として作製される。（本絵・図は一里を六寸（約一八・一八寸）として作製される）

双方鼻縄崎近辺の測量を終えると、それぞれ上縣下縣に分かれ、測量が進められる。概略は次の通りである。

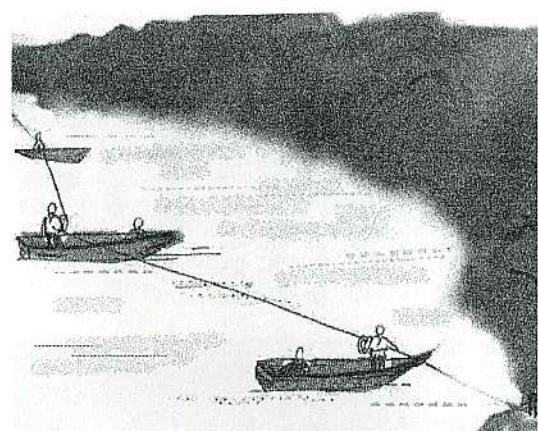
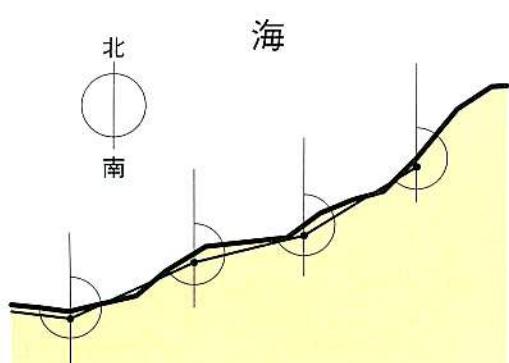
両組海邊見分之儀多七組ハ唐
洲村領あやふの濱東の方迄方角
町間等相極參り此所ニ印ニ杭を立
置直与良郷尾崎村江罷越尾崎
与佐須郷今里村之境目くびりの
かどニ印ニ杭立置夫ち西目ヲ
段々見分仕東目ニ廻ル平左衛門
組ハ伊奈佐護へ掛け段々東目ニ
廻り両郡之境目三根郷櫛村仁位
郷曾村之間大じし迄方角町間等
相極參り此所ニ印ニ杭を立置去

多七組（下縣）は唐洲村あやふの濱東の方まで測量し、そこに印として杭を立てる。その後浅茅湾を挟んで対岸の尾崎村へ渡り、そこから西海岸を南に下り東海岸に廻る。平左衛門組（上縣）は西海岸を北に上り、東海岸に廻る。そして両郡の境目三根郷櫛村と仁位郷曾村の間大じし（大肉川）迄測量し、そこに印として杭を立てると、すぐに唐洲村のあたり浅茅湾の磯邊を東に向かい、大船越の堀切まで測量する。

以上のようにして、まず上縣下縣の測量図を作製し、十二月二三日御城において突き合わせが行われた。

年が明け元禄十一年（二六九八）

今度は内陸部の測量のため、平左衛門組は二月二日、多七組は同十日に府中を出発する。尚今回は両組共二組宛に分けて測量を進めることにな



道筋并山見分之事

一 多七組府内札之辻方角町間
相極ル先札之辻恰合能所ヲ針座

二・定・九・十六・方・之・針・臺・ヲ・置・其・上・二・
針・を・据・置・候・而・渡・金・ヲ・跡・先・之・針・之・
上・二・方・角・通・り・能・様・ニ・渡・置・双・方・ぢ・
曲・金・ヲ・以・方・角・を・入・念・見・極・山・坂・之・
怡・合・間・数・ニ・応・シ・勾・倍・ヲ・引・道・矩・相・
極・一・里・ニ・相・當・候・所・ニ・一・里・塚・之・印・
二・杭・ニ・書・付・仕・り・立・置・又・磯・邊・近・キ・
所・ハ・前・以・外・廻・見・分・仕・候・時・磯・邊・ニ・
見・極・置・候・針・座・何・与・申・所・ぢ・方・角・を・
能・々・見・極・置・分・割・下・絵・図・之・上・ニ・
而・方・角・之・通・白・經・引・結・置・印・付・置・弥・
吟・味・仕・り・一・里・塚・茂・付・也・

一 平左衛門組ニ而山見分仕候

古來ち名有之山者方々之山ぢ方角を見渡し相極候而又其山々ニも上り右の山々江方角能々見渡置其上ニ而前以外廻り見分仕候

登り、方角を見渡し、また以前海岸線の測量をした折に据え置いた方々の針座からも方角を見渡し見分して

いはた。参考までに上縣の基準は御獄だつたようで、「記録」にも御獄から見た各山の方角が列記してある。

そして平左衛門組は三月二二日、

多七組は、四月二日上府。その後両

組共城において、十分検討を加え、

最終的に下絵図が完成し藩の上層部

に提出するのが、元禄十一(二六九

八)年九月十五日であつた。その後

幕府の御用絵師である狩野良信らに

よつて清書がなされるが、提出され

た下絵図を見て狩野良信が、その出

来栄えを高く賞賛している様子が

多七組(下縣)は府内札の辻(現光清寺下西ノ浜バス停付近)から上縣に向かつて道筋の測量をするがその際、方角は渡金や曲金を使つて念入りに極め、道矩は一町縄を使い、一里(三十六町)毎に印として杭を立て、また山坂はその恰好に応じて勾

見極候所々之山記之

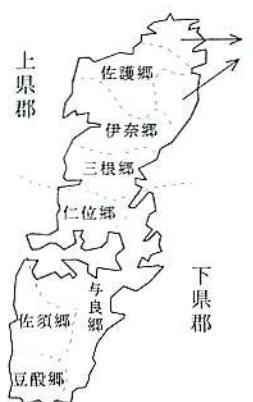
見極候

所々之山記之

【佐護郷】	
久須村	佐須奈村 井口村
(新)友谷村	(新)恵古村 (新)仁田内村
(新)深山村	湊村
琴村	(改)葦見村 (改)一重浦村
小鹿村	(改)刈生村 (改)志多留村
伊奈村	(改)越高校 (改)御園村
犬浦村	(新)瀬田村 (下里行枝村)
薫田行枝村	中栗柄村 (新)樺瀧村
飼所村	(改)下里村 (下里行枝村)
志多賀村	田口村 吉田村
木坂村	(改)狩尾村 口江村
三根村	久原村 女連村
賀佐村	(改)鹿見村 (新)樺瀧村
志多賀村	佐賀村 柳村
木坂村	青梅村 津柳村
三根村	田口村 吉田村
賀佐村	久原村 女連村
【仁位郷】	
曾村	大千尋藻村 小千尋藻村
嵯峨村	(改)糸瀬村 (改)加伊布奈村
佐保村	(改)唐洲村 多田村 貝口村
(改)小綱村	(改)志多浦村 (改)大綱村
有麦村	田村
仁位村	(改)和板村
【佐須郷】	
今里村	阿連村 (改)小茂田村
下原村	(改)櫻根村 昼浦村
劫槐村	久根村 (新)久根濱村
北瀬村	濃部村
(改)豆酸村	南瀬村
【豆酸郷】	
峰山村	上対馬町
西内院村	下県郡
【佐護郷】	
上縣郡	郡数五拾七ヶ村
下縣郡	郡数六拾七ヶ村
【仁位郷】	
曾村	大千尋藻村 小千尋藻村
嵯峨村	(改)糸瀬村 (改)加伊布奈村
佐保村	(改)唐洲村 多田村 貝口村
(改)小綱村	(改)志多浦村 (改)大綱村
有麦村	田村
仁位村	(改)和板村

註
(替)(新)(改)
・・・新記
・・・郷の所属替え
用字改め

以上報告された村名を見ると、そのまま用いられているもののが現れています。このことに気づく。



【二郡八郷の区割り】



【現在の各町の区割り】

対馬国郷村帳（宗家文庫史料）
国絵図と共に幕府に提出される

おわりに

先日あるテレビ番組で、伊能忠敬が取り上げられていたが、その中でナレーターの方が忠敬の地図に対し、次のような表現を使つた。

「絵図ではない実測による初めての地図」

私はこれを聞いた時思つた。対馬藩の元禄国絵図こそが、絵図ではない実測による初めての地図

ではなかつたんだろうかと。（半ば期待を込めて）

そんなことを思いながら、今日もまた展示してある「元禄国絵図」を眺めている。

(1)原図（縦三七四・六cm×横一七五・〇cm）の四分の一の縮小
(2)文化十年（一八一三）來島
(3)佐須郷から与良郷へ
(4)この三年後の元禄十六年（一七〇三）に郡奉行所によつて編集された「対州郷村帳抜書」では次の三ヶ村の村名の用字が改められた。

・「豊玉町誌」 吉川弘文館
・「峰町誌」 P六八九・六九三
・「卯麦村」
・「上櫻村」

参考文献
・「国史大辞典」 吉川弘文館
・「豊玉町誌」 P三一三・三一三
・「峰町誌」 P六八九・六九三
右の他、図や挿絵についてはNHKテレビ番組「その時歴史が動いた 伊能忠敬五六歳からの挑戦」（平成十二年十一月一日放送）を参考にさせていただいた。

はじめに

第十一代將軍徳川家斉の襲職を祝賀する朝鮮通信使の一一行は、文化八(一八二二)年三月二十九日、対馬府中浦に着いた(表書札方「毎日記」)。正使金履喬(竹里)以下三三六名の

一行は、以後府中(現巖原)に滞留し、公式行事を終え六月二十七日府中浦から帰帆の船をとった。

いわゆる朝鮮通信使の対馬易地聘礼であり、十二回に及ぶ江戸時代の朝鮮通信使

来日は、これをもつて実質的に終焉となる。過去江戸行使を原則(二回目は伏見)としていた聘礼を、対馬易地という変形的な来聘とせざるを得なくなつたことは、

それだけ時代の背景が陰阻なものになつたことを意味するものであつた。

宗家文庫史料にみる朝鮮通信使

大坂易地易礼の挫折を追う

齊藤弘征

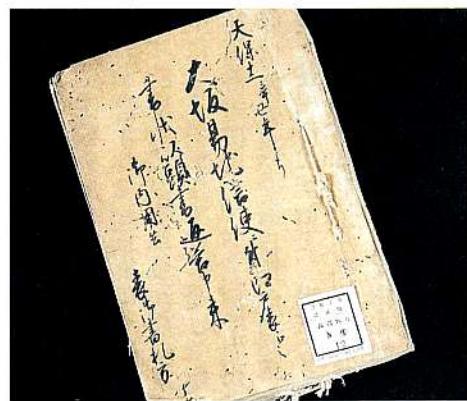
一 大坂易地聘礼に関する宗家文庫史料

本館に架蔵されている朝鮮通信使大坂易地聘礼に関する史料としては、

次のようなものがある。

が海を渡ることはなかつた。その挫折の過程を、本館に架蔵されている宗家文庫史料に追つてみる。

- 〔毎日記〕(奥書札方)
- 〔大坂易地信使前集書〕中清書・四番
- 〔大坂易地付江戸表江之書状以頭書返答申來〕御内用共(表書札方)
- 〔講定使記録〕中清書(表書札方)
- 〔信使御用御役所往復書状控〕(表書札方)
- 〔年期被仰出より易地信使付朝鮮書状控〕(表書札方)
- 〔告裏使付朝鮮往復書状控〕
- 〔易地信使付朝鮮書状扣〕
- 〔信使属候品々〕佐須奈・鰐浦御尋問之書付(表書札方)
- 〔御伺控〕(朝鮮方)
- 〔大坂信使記録〕(来聘方)
- 〔義和様御状控〕(表書札方)



大坂易地に関する宗家文庫史料

二 徳川家斉の隠退と第十二代將軍徳川家慶の襲職

退した天保八(一八三七)年から、家慶が没した翌年の嘉永六(一八五四)年までの「同記録」をもとに、第十二代將軍徳川家慶の襲職に関する、朝鮮通信使大坂易地聘礼の挫折を追つてみたい。

朝鮮国へ日本の將軍交替のことは年内に通知され、いよいよ慣例に従つて新將軍襲職の國際的慶祝行事の事務が進められていくことになる。翌年五月「毎日記」が記録する。

大御所様被遊

御隱居候段朝鮮國江及告知候処

当秋以訖官使御嘉儀可申上旨

兼而申聞置候得共、渡海之頃合

致治定候儀者未不申越候、弥當

秋渡來仕候者折柄右京大夫在國

被仰付置候事故、同人致對話候

様仕度御座候、御差団被成可被

下候

訖官使は、朝鮮國が対馬まで派遣する使節である。江戸時代を通じて五十回以上の来島が知られており、

対馬藩では訖官御渡海とも称してい

た。正使以下百名内外で構成される

この使節は、日朝外交上の事務協議、

対馬藩主や將軍の慶弔時に派遣され

てきた。あるいは対馬藩主の参勤交

代での帰国の労をねぎらうために派

遣されて来ることもあつたため朝鮮

当然ながらこの来聘の実現に尽力することになるが、その対馬藩の努力や期待もむなしく、朝鮮通信使一行

これらの史料のうち主軸を成してゐるのは、奥書札方「毎日記」である。従つて本稿では、主に家斉が隠退したことによる側近による「西丸御政事」である。

家斉は、寛政の改革が生み出した政治上の相対的安定期に在職し、政治的には比較的穏やかで江戸時代の二大文化の一つである化政文化が花

開く要因をつくつた反面、生活は豪奢放漫で、士風は緩み支配体制の矛盾は深まつたことが指摘されている。

将軍代替りについて、宗家文庫史料(以下「史料」)には直接的な記述はみられないが、天保八年五月十二日(右者)將軍宣下被為濟候得者朝鮮江被及御告知候付、大慶參判使都船主可被仰付候哉」と大慶參判使あるいは遜位參判使の都船主として朝鮮へ差向け伺い記事がみられる。

直左衛門・唐坊太膳・阿比留惣八が、史料(以下「史料」)には直接的な記述はみられないが、天保八年五月十二日(右者)將軍宣下被為濟候得者朝鮮江被及御告知候付、大慶參判使都船主可被仰付候哉」と大慶參判使あるいは遜位參判使の都船主として朝鮮へ差向け伺い記事がみられる。

十一月十六日
太田備後守（資始御在判）
水野越前守（忠邦御在判）
宗対馬守殿
としたためられていた。

信使の来聘は「来辰年春中」との決定である。来る辰年とは一八四四年にあたる。来聘迄期間は二年半ほど。聘使の受け入れ準備は、対馬藩の急務となつた。

四 対馬易地は大坂易地に変更

朝鮮通信使来聘の対馬易地が「来ル辰年春中」と指令された現地では、藩の総力を挙げて準備が進められていた天保十三年六月、幕府から対馬藩に意外な沙汰が告げられる。青天の霹靂とでもいおうか。

六月十七日

信使来聘之儀付、去年九月老中水野越前守様古川將監被召呼州において相整候相達候者双方共無益之失費を省両国共簡易之處を以易地之儀被仰達置たる儀候處、辛未之度御入料莫大相嵩依之當節者大坂をいて聘札御整被成度候：

（毎日記）

対馬藩にしてみれば驚天動地の通告であったにちがいない。辛未年（文化十二）の対馬易地聘札は、両国の無益の失費を防ぎ経済的に執り行うもくろみであつたはずが、莫大な費

用となつたので、そういうことならいつのことと大坂で行うという。

通告は前年の九月にはなされたのに「毎日記」の記録はかれこれ九ヵ月後になっている。この間、幕府と対馬藩の間で激しい綱引きがあつたのではないかと想像される。先に続く日記の記録に、聘札は何としても当初の予定通り対馬易地で実施してほしい対馬藩の抵抗めいた記事が見える。

此方様限（嚴）密御懸合を被

尽候様被仰達候付、最早修聘（茂敏罷）

渡居候付（而者）手數事等も相済候得者右懸合相成兼候趣申上候處此儀者敏相達候筈之處、相手方

手入（而延引いたし何分周旋在之度との事候、然処果而修聘使（者）返翰相受取帰國至候付、

館主（守）江差國内分（而追々任官共江懸合を為尽候得共、修聘使

御懸合済返翰差出居候事故我々

取扱難相成趣断申出候付、彼國之軀勢委曲小川丹下出府之上：

對馬藩としては、来聘に関する朝鮮国との基本的事務交渉は既に終了しており、今更易地の変更は承服しがたい旨、精一杯の抵抗がうかがわれる。しかし同日の日記はさらによく。日記には、

今次朝鮮通信使来聘が、対馬易地から大坂易地に変更された背景について、史料「大坂信使記録」（来聘

方）にみえる。天保十四年六月十九



対馬易地は大坂易地へ変更された
(天保十三年六月)

御啟命候、就夫最前修聘使被差渡候節彼國（而）聘事復古之懸合も有之候得共、文化度之例以嚴重及返答竟於御國聘礼之儀承諾御安心之至候處、此度之台命東西を被引請候御重用御心遣無限儀候得共御役職（而）を以て急度御懸合不被遂して難相済則御往翰草稿公辺江被差上候付御差図次第御使者被差渡筆付右之趣御家中江御内々為御知被成候：

とあり、そして最後は、「御大切之御場合（而）候條前条之趣能々致勘弁、御用途順成之儀無他事奉懸合御奉公筋精勤尤之事候、此旨御家中江向寄可被相達候」と結ばれている。

御台命が出され大坂易地聘札が決定された。対馬藩は、再度の御国易地聘札の期待と興奮をかき消して大坂易地聘札の実務にあたらなければならぬ。

今次朝鮮通信使来聘が、対馬易地から大坂易地に変更された背景について、史料「大坂信使記録」（来聘方）にみえる。天保十四年六月十九

対馬藩は沈黙せざるを得ない。

意氣消沈したであろう対馬藩のために、幕府は思いやりも忘れてはい

ない。同年の九月、「朝鮮之信使議宣（而）永世不易（而）不心得旨申候由於然（而）幸之儀（而）候：

猶此上彼國江講定筋（茂）可有之、彼是

聘之御用數年彼國へ及往復、折入取計候付此度大坂易地之儀程能順成候

心配も可仕儀（付）先格之以思召金壱萬五千兩被下候旨被仰出之」と、対

馬藩が喉から手が出るほどにほしかつた実入りがある。またこれに先立つ六月十日には、訳官渡來の御手

当金二千両も対馬藩は拝受している。しかしこの背景には、対馬藩の「お手当金願」「拝借金願」といった巧妙で執拗な幕府への援助懇願工作が見えかかれする。朝鮮貿易も衰退してしまったこの時期、御手当金、拝借金は対馬藩財政を支える大きな基盤だったのである。

五 来聘の延聘工作

通信使の来聘は大坂易地に決定された。その大阪易地を、対馬藩は朝鮮に通知しなければならない。

そのため、講聘使が持ち渡る書簡案作成の作業が進められる。「毎日記」天保十四年七月六日の記録に、「今度朝鮮江差遣候書簡案之儀対馬守ら奉伺候、就夫御当地江相詰罷在候役向之者別段取調書翰案林大学頭様御目見差上申候處、御同所様方始がうかがわれる。その書簡は、案覽奉差上候可然様御聞得之程奉願上候御名古川将監」と、作業の開始が文の改作がなされた後、「今般被差渡候講聘參判使御書契清書被仰付候付、以酌庵御上り之儀兼而以御使者届けられる。来聘の大坂易地を告げる書契は完成した。その書契を朝鮮へ持ち渡る講聘參判使としては、幾度八郎左衛門が任命され十月十五日出帆している。幾度八郎左衛門の持ち渡った書契は、都表の王府からの接慰官が十二月「無子細相受取」った。

その後は聘期の懸合が続く。弘化

こうして日本国からの書契は、漢陽の王府で検討されることとなつた。

朝鮮都表からの返事を待つて、翌年八月、講聘參判使幾度八郎左衛門は、和館において病死する。

幕府では、老中水野越前守が病氣のため御役御免となり、阿部伊勢守が朝鮮御用旦來聘御用掛となつて、朝鮮王府で検討された通信使大阪易地聘礼に関する結論は、弘化二年三月十日の記録(「毎日記」)に、「

然処參判使接應先例之通無滯相済、易地之儀最前御約定、違候得共今般被仰達御主意兩國之間御盛意、悖趣于大阪聘禮御取行之儀無矣儀領諾在之」とみえる。大阪易地について朝鮮府との合意は得られた。

だが、記録は続いている。「尤手數之儀兼而御治定相成居候得共、易丙午年信使難差渡其上彼國大札も

在之諸事難手届候付、年期御差延之

儀礼曹參判、參議付返翰を以被及懇請候付、此節公義江御披見被差上、

年期之儀をも仰伺被仰上答候、先以本躰易地之御用筋熟至り第一上御役職取別御安悅之御事候、右之趣御家中江被及為御知候」。天保十一年十二月打ち出された辰年春中

一乙卯年十月下旬彼國都發足

一同年十一月中旬彼國東萊下着坂着迄之運凡之見込左之通

一同年十二月中旬彼國釜山上船

一丙辰年正月上旬對州渡着

一同年正月中旬對府回着

一聘使武人

一上官武拾九人

(文化度講定參)

一内制述官壱人

(文化度講定參)

同上判事三人

(文化度講定參)

今度來聘人數凡之見込

(文化度講定參)

一上々官三人

(文化度講定參)

一大通詞武人

(宝曆度武人)

一正使附武人

(武人)

一副使附武人

(武人)

一上判事附武人

(武人)

一進上御馬附武人

(武人)

一出馬方四人

(四人)

(安政三年にあたる。しかし、聘期はこれで確定した訳ではなく、その後も両国の延聘工作が続く。)このような状況の中、嘉永五年に講定の素案が作られている。史料によると今度通信使来聘の講定節目の一部は次のようになっている。

八章		四十八章	
ト	ラ	ラ	ト
二十四章	三十章	三十六章	四十章
六十四章	八十章	八十八章	一百一十六章
六十六章	七十六章	九十六章	一百三十六章
四十八章	六十章	八十八章	一百一十八章
二十六章	三十六章	五十六章	七十六章

大阪易地の計画は順々と進められていた
〔大坂易地信使前集書 中清書〕

一人馬方四人	(季)「四人」
一下行方五人	(季)「五人」
一惣通詞拾八人	(季)「拾九人」
一朝鮮船附三人	(季)「従事官附武人」
町船頭惣人數	合四拾四人
一正使乗船江戸式人	(季)「宝曆度武人」
一副使乗船江戸式人	(季)「武人」
一正使荷船江戸式人	(季)「武人」
一副使荷船江戸式人	(季)「武人」
合八人	(季)「従事官乗船荷船江戸四人」
	(季)「合拾武人」

ところが、基本的な講定節目はで
きたものの、幕府の延聘工作は続く。
嘉永五(一八五二)年十月十八日、
対馬藩江戸家老佐須伊織・蕃建直人
は老中阿部伊勢守に呼ばれ、「來
ル辰年来聘之儀先ソ御差延、年期之
儀追可被仰出」との通知を受ける
(「大坂易地信使前集書」)。当然のこ
とながら、「朝鮮國江懸合方駆引」
(「同」)とその案文の作成は対馬藩
の任務となる。その懸合方の担当と
なるのは「多年在館朝鮮筋功者之
人」(「同」古川采女で、このとき
作成された「和文下調」は次のとお
りである。

時令起居然(著)貴国信使來辰年大
坂迄來聘之儀兼而御約定之
通(而)聘期間近(相)成候付、聘札
節目今程專及講定居候処、近年
本邦諸國凶荒(度)不少其上此度
東武御城内火災(付)而者彼是御事
多(も)有之、素り通聘者隣好誠
信之儀(而)不輕事(被)信召候得共前條之通難被差置

御國事差(マ)奏候折柄付來辰年之 來聘先御差延年期之儀者重(而)可 被仰出(与)之御事(ニ)候間右之趣可然 様御聞得可被下候、尤節目講定 之儀者都(而)是迄之通相心得候様 蒙御達候間猶又御互無油斷及御 示談置期間(ニ)臨少茂(不)都合之儀 無之様深々念願之事候

(同)
幕府としてはこのことを押し立て
て、対馬藩を介して延聘を懸合うこ
ととした。「下調」には記され
ていないが、この時期幕府の財政逼迫
も指摘されている。ところが、朝鮮
府の方からも延聘についての懇願書
が幕府に提出されている。やはり
「大阪易地信使前集書」に、朝鮮國
講定官美哉玄知事名なる懇願書が記
録されている。その「和解」は次の
とおりである。

幕府としてはこのことを押し立て
て、対馬藩を介して延聘を懸合うこ
ととした。「下調」には記され
ていないが、この時期幕府の財政逼迫
も指摘されている。ところが、朝鮮
府の方からも延聘についての懇願書
が幕府に提出されている。やはり
「大阪易地信使前集書」に、朝鮮國
講定官美哉玄知事名なる懇願書が記
録されている。その「和解」は次の
とおりである。

幕府としてはこのことを押し立て
て、対馬藩を介して延聘を懸合うこ
ととした。「下調」には記され
ていないが、この時期幕府の財政逼迫
も指摘されている。ところが、朝鮮
府の方からも延聘についての懇願書
が幕府に提出されている。やはり
「大阪易地信使前集書」に、朝鮮國
講定官美哉玄知事名なる懇願書が記
録されている。その「和解」は次の
とおりである。

幕府としてはこのことを押し立て
て、対馬藩を介して延聘を懸合うこ
ととした。「下調」には記され
ていないが、この時期幕府の財政逼迫
も指摘されている。ところが、朝鮮
府の方からも延聘についての懇願書
が幕府に提出されている。やはり
「大阪易地信使前集書」に、朝鮮國
講定官美哉玄知事名なる懇願書が記
録されている。その「和解」は次の
とおりである。

六 ペリー来航と家慶の薨御

幕府、対馬藩そして朝鮮府が延聘
をめぐつて三つどもえの駆け引きを
している頃、時代は嘉永となり日本
を取り巻く情勢は大きく変わつてしま
っていた。海辺は急を告げ、「毎日記」
には、対馬近海に異船の出没が頻繁

になった様子が記録されている。こ
うした情勢下第十二代將軍家慶の襲
職を慶祝する朝鮮通信使の来聘は來
る辛酉年と決定された。あとは講定
節目を詰めていくことになる。

朝鮮通信使来聘に関する最も早い記録
がこのような進展をみせるなか、嘉
永六(一八五三)年六月三日を迎
える。日本中を震撼させたこの事件は、
懇配被成下候ハ、千万難有可奉
存候。

しかし、講定官からの懇願書を受
取った対馬藩は、「主意立候文意無
之只差支之儀有(而)之書面(而)」と
受取を拒否し再提出を求めている。
対馬藩からの要望を受けて、講定官
名での書簡が再提出されるが、江戸
表において朝鮮御用掛阿部伊勢守か
ら、「表立礼曹より書契を以可願出
旨」と命じられる。日本側の強い要
望に止むなく、その後改めて朝鮮側
から礼曹名での書契が提出される。

かくして、聘期は講定官美哉玄知
事の当初の懇願書中にみえる「更退
五年以辛酉春」ということに設定さ
れた。一八六一年(文久元)といふ
ことになる。この延聘については、
自国の理由で一方的に延聘を画策す
るのは威厳・立場を損ねるとみた幕
府が、朝鮮府に三度までも懇願書を
提出させることによって延聘の理由
を正当化し、己れの立場を優位にし
たいとの思わくによる工作ではない
かとも思える。

先刻御届申上候異國船相糾候處
のペリー来航に関する最も早い記録
は、同日浦賀奉行戸田伊豆守が緊急
に幕府に報告したもののが「写」らし
く、尋常ならぬ現場の状況を次の
よう人に報告している。

「毎日記」にも記事が連続する。こ
のペリー来航に関する最も早い記録
は、同日浦賀奉行戸田伊豆守が緊急
に幕府に報告したもののが「写」らし
く、尋常ならぬ現場の状況を次の
よう人に報告している。

アメリカ具(合)衆国政府仕出
軍船(而)二艘者大砲式拾挺余二
艘者惣体鉄張之蒸氣船(而)壹艘者
大砲三四挺、ハツティラ七八艘
是又鐵張之様子(ニ)相見受大砲拾
式挺据進退自在(ニ)而艦艤(櫓
櫂)不相用迅速(ニ)出由、又應接
之者寄セ附不申候、漸申諭壱人
乗組相諭候處國王之書翰護送い
たし奉行江直(ニ)相渡可申旨申聞
組之者示談等者引受不申、既江
戸表(江戸)其段相達置候由申之、
泰然自志やくと罷在、猶同様之
軍船數艘渡來いたし候段申聞一
切船近邊(江)近寄候事相断、猶御
國法相諭可申候得共不容易軍
船(ニ)此上之變化難計候、今応
接中(ニ)者御座候得共先此段早々
申上候

格の武力をもつて威圧的に迫る
アメリカに対して、周章狼狽する幕

対馬歴史民俗資料館報

府役人の姿が浮かぶ。ペリーはアメリカ合衆国の国書を幕府応接掛に渡して日本を去った。家慶は、受理したアメリカの国書の対策もたてぬうち、国家動搖の情勢に煽られながら死去する。「毎日記」は、八月十九日・雨天、として「公方様御事、去月二十二日薨御之旨江戸表ち申来候、依之御國中御斎左之通被仰付候付夫々可被相触候」と記している。

実は、対馬藩（幕府）が強要したと思える延聘についての朝鮮府礼曹参議からの書契は、幕府朝鮮御用掛



総合学習で来館した小学生たち。
改訂された学習指導要領、生涯学習への対応も多くなってきた。

江戸時代の 東アジアがみえる

当館には、上原郡越戸で発掘された縄文時代早期の土器、韓国新石器時代の土器など、約八千年前の考古資料を始め、宗家が連續約六百年間対馬を統治した様子が見える宗家文書、その他地方文書（中世・近世）・島庁文書・民俗資料など十万点を超える資料が収蔵・保管されている。中でも、江戸時代初期からの約二百三十年間に記録された対馬藩の膨大な記録は当館収蔵資料の中心をなす史料である。

特に、大陸（朝鮮）との人的交流交易等について、当時の様子を細かく記録した史料が保存されている。当館の宗家文庫史料を見れば、「江戸時代の東アジアがみえる」と、研究者からも高い評価をうけている。

本年もすでに研究入館者は、二〇〇名を超え、館員を始めそれぞれの分野で研究・調査が行われている。今後の研究の成果に期待したい。

犬束壽晴

入館者の推移	
年 度	人 数
昭和60	7,794人
〃 63	10,880
平成 3	12,102
〃 10	9,535 (改修工事のため一時休館)
〃 12	16,632
〃 13(1月現在)	18,804

方面からの団体数が増えたこと、さらに各学校からの社会科見学、総合学習での調査研究で小・中学生の入館者が過去最多となつた。

本館の主な展示品

- 宗氏第三十五代武志氏自筆絵画
〔浅茅湾風景〕
江戸時代朝鮮にあつた対馬の公

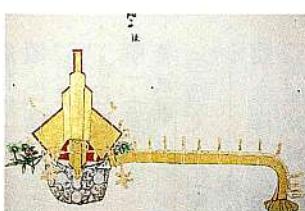
年間入館者過去最多を記録

昭和五十三年（一九七八）開館以来、年間入館者数が、すでに一万八千人（四月～一月）を超えて、過去最多記録を更新した。



韓国からの来館者も増加した。朝鮮通信使行列絵巻に見入る、忠清北道から来たボーイスカウト団の少年たち

宗家の儀器 (銚子)



(七五三郷産料理 銚子)



民俗資料展示室
対馬に古くから伝わる珍しい亀トの用具
(模型) や朝鮮半島製焼酎蒸留器等が展示されている。

「為政以德」（木印）と
図書印のレプリカ作成

本年度資料収集事業の一環として、現在宗家旧蔵の「為政以徳」と図書印のレプリカの作成作業を進めていく。これらの木印と図書は先年その存在が確認されたもので、十六世紀に進められた対馬による朝鮮通交貿易権の集中過程を如実に物語るとされている。それらはまさに国書改ざんと偽造に象徴される対馬宗氏による「偽使」時代の到来を意味すると指摘もされ、貴重な学術史料となつてゐる。

書に捺させ、通交者の証明とするため造給したもので、印面には受図書人の実名（名のり）が篆字陽刻されていた。今回作成するのはそれら図書のうち「政尚」印。

この政尚は、少弐教頼の子として一四四一年に生まれ、後年政資と改めるが、「政尚」の図書は、その実体について多くの謎を秘めている。「為政以德」、図書印の現物は、現在文化庁の所有となり東京国立博物館に収蔵されている。



東京国立博物館での実測風景 (写真提供ナカシャクリエイティブ)

秀吉の理不^通じぬ所を、よく、通信使を行つてきた。対し、ながら、日本がび上がる。「印爲政以德」印しながら、日本を巧妙に操るために必要とされた偽造印だつたのである。図書は、李氏朝鮮府が日本からその通交者に對し、その書契（外交文



宗星石山水画

宗星石山水画の寄贈を受ける

このほど諫早市在住の吉田七郎氏より、宗星石の山水画七幅のご寄贈をいただいた。宗星石は、宗氏第三十四代にあたる重望公の雅号で、千里、幾郷、白雲山樵、小雲山房主人、疎雨亭とも号した。美術年鑑にも画家として紹介されるほど評価を得ているうえに、篆刻家、書家とし



先代武志氏画「浅茅の風景」の前で記念写真

「宗家文庫史料」寄託の宗家
中正氏当館を訪問

参考文献 津江篤郎「宗星石」(『館報』第十号)
「もし星石が画を業としたのであれば、玄人はさぞ難儀するであろう」と嘆じたと伝えられている。大正十二年没、五十七歳。東京養玉院に祀られて いる。

昨年十一月十五日、復元委員会が建立を進めていた李王家・宗家御成婚奉祝記念碑除幕式（清水ヶ丘公園）と、宗武志先生歌碑除幕式（上見坂公園）に同家を代表して出席された中正氏は、ご夫人と二人のお子様を同伴して当館を訪問された。氏は行事の出席・島内視察と続く過密なスケジュールにもかかわらずお疲れの様子もなく、展示の様変わりした館内を熱心に見学された。

平成十二年
課長（兼）
研究員長（兼）
学芸員補
事務嘱託

平成十三年度職員

木下信義 岩村知康 斎藤弘征 中島新吾
馬場俊一 大束壽晴 栗屋智 植葉徳子
藤本祐子 権藤安子

平成十三年度古文書解説講習会

昨年度から開始した古文書解読講習会を、本年度も長崎図書館郷土課本馬貞夫課長を講師に迎え、七月二十六日、二十七日の両日に行つた。会場の厳原町中央公民館には、対馬島内各地からの熱心な受講者の姿が見られた。本年度も初級程度の内容で、使用した資料は次のとおり。